

小学校休業等対応助成金の活用に応じただけでない場合の 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 仕組みによる申請にご協力をお願いします

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額×10/10(※)を支給する制度です。※1日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

休業支援金・給付金の仕組みによる個人申請のご案内とご協力のお願い

- 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。
- この働きかけに事業主に応じただけでない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が個人で申請することが可能です。
- 事業主の皆さまには、本助成金を活用し、労働者の方が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いしています。しかし、本助成金の活用に応じただけでない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、事業主の皆様以下のご協力をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎ 事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には事業主負担はありません。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません。
- 労働者が学校休業等のために休んだこと、その休みを事業主として認めたこと（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いがない場合は、このことをもって、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」とする取扱いとさせていただきますことをお願いするものです。

➡ 都道府県労働局から裏面③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって、休業させたとする取扱いへのご理解と、事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします。

労働者申請用

初回

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金支給要件確認書

・以下の項目について、記入または該当する方に☑チェックをしてお答えください。
・この確認書は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「支援金等」という。)における支給要件の確認事項です。

7	申請を行う労働者を労働者記入欄 1 の期間に休業させましたか。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
8	申請を行う労働者を労働者記入欄 1 の期間中に就労等させた日*すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労等させた日がなければ記入不要です。 ※「就労等させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休暇・休業をいい、所定の休日はこれにあたりません。	① 4時間以上就労等 ➡ 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致	② 4時間未満就労等 ➡ 月ごとの日数の合計が支給申請書「10」と一致
		③ ②のうち時短勤務等の休業時間あり ➡ 月ごとの日数の合計が支給申請書「11」と一致	

◎休業支援金・給付金の仕組みによる個人申請の対象について

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと
 - ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主にご協力をお願いしています。

⚠️ 小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関するトラブルについて ⚠️

休業支援金の申請や小学校休業等に伴って仕事を休んだ期間の賃金の扱いについて相談したことを理由に、解雇など不利益な取扱いを行うことは許されるものではありません。このような場合について、労働局において、労働者からの相談を受け付け、事案に応じて、事業主に対して、個別労働紛争解決促進法に基づく指導等を行うことがあります。

小学校休業等対応助成金及び休業支援金・給付金の仕組みによる申請について、ご理解とご協力をお願いします。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

● 小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援



● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金



● 小学校休業等対応助成金の特別相談窓口の連絡先はこちらをご参照ください ⇒

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html



小学校休業等対応助成金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-603-999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00 ※土日祝日含む
休業支援金・給付金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-221-276（フリーダイヤル） 受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）